

## 入札説明書

### 1 契約担当課

公益財団法人広島平和文化センター 施設課（広島国際会議場地下1階）  
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号  
電話 082-241-5248（直通）

### 2 調達内容

#### (1) 業務名

広島国際会議場同時通訳設備保守点検業務

#### (2) 履行の内容等

本業務は、広島国際会議場同時通訳設備の機能維持のための保守点検業務を行うものである。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約）

#### (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (5) 予定価格

落札決定後に公表

#### (6) 調査基準価格

落札決定後に公表

#### (7) 履行場所

広島国際会議場

広島市中区中島町1番5号

### 3 入札方式

#### (1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) 最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

・入札参加資格を有していないと確認した場合

・無効な入札の場合

・調査基準価格を下回る価格の入札をし、委託業務低入札価格報告書（「従事者支払賃金計画書」「従事者配置計画」を含む。以下同じ。）を提出した場合で、低入札価格調査の結果、落札者としないと決定したとき

### 4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-05 催事、展示」、「30-07 建物附属設

備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」及び「建設工事競争入札参加資格者名簿」の工種「電気通信工事業」全部に登録されている者であること。

- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

## 5 資格確認申請書等の書類の交付方法

公益財団法人広島平和文化センター（以下「当財団」という。）のホームページ（後記15(8)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードすることができる。

## 6 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所

当財団のホームページからダウンロードできる。

### (2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

当財団のホームページからダウンロードできる。

### (3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、当財団のホームページからダウンロードできる。

#### (ア) 提出期間

令和7年2月21日（金）から令和7年2月27日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

#### (イ) 提出場所及び問合せ先

前記1に同じ。

#### (ウ) 提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌日（その日が休日に当たるときは、その直後の平日）以後において、当財団のホームページからダウンロードできる。

## 7 入札の方法

### (1) 入札金額は、1年間（履行期間）の総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札にあっては入札書と同時に、再度入札又は再々度入札にあっては落札候補者のみ、再度入札又は再々度入札の開札後、後記11(4)に掲げる資格確認申請書等の提出期限までに持参により提出しなければならない。入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。

## 8 入札回数等

### (1) 入札回数は3回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

(2) 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がない場合、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。

(3) 初度入札又は再度入札に参加していない者、無効な入札をした者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

## 9 入札書等の提出方法等

### (1) 入札書等の提出方法

入札者は、次に掲げる入札書等の書類を後記10(1)に持参すること。郵送、電送等その他の方法は認めない。

また、開札日には、第1回目の入札で落札候補者がいないときは、続けて再入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書を準備しておくこと。

なお、入札書等の書類は、当財団のホームページからダウンロードすることができる。

#### ア 入札書

入札書については、当財団所定の様式（当財団のホームページに掲載。）のものを使用し、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和7年3月4日開札「広島国際会議場同時通訳設備保守点検業務に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

#### イ 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、入札開始前に代表者等からの委任状を提出すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

##### （入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

上記代理人 ○○ ○○ 印

委任状は、当財団所定の様式（当財団のホームページに掲載。）を使用して作成すること。

なお、再度入札又は再々度入札にあっては、委任の内容に変更がない場合は、提出は不要である。

#### ウ 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう、積算し、封筒に入れて入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表に「令和7年3月4日開札「広島国際会議場同時通訳設備保守点検業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載すること。

再度入札又は再々度入札を実施する場合は、落札候補者のみ、後記11(4)に掲げる資格確認申請書等の提出期限までに、前記1に提出すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（当財団のホームページに掲載）。入札金額内訳書は、当財団所定の様式（当財団のホームページに掲載。）を使用して作成すること。

#### (2) その他

入札書等の提出後は、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

### 10 開札等

#### (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月4日（火）午後4時00分

イ 場所 広島市中区中島町1番5号

広島国際会議場 3階 研修室(2)

#### (2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者及び次順位以降の順位を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に係る当財団職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところに準ずる。

## 11 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市が指名停止措置を行うことがある。

### (1) 提出場所

前記1と同じ。

### (2) 添付書類

#### ア 広島市税の納税証明書（写し）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

#### イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書（XML形式）は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

### (3) 提出部数

提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

### (4) 提出期限

令和7年3月5日（水）の正午まで

ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

### (5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

## 12 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記11により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、当財団から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 13 落札者の決定

### (1) 落札者の決定方法

ア 前記12より落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないと認めると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。

イ 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

### (2) 調査基準価格の有無

有

(3) 委託業務低入札価格報告書等の提出

落札候補者となった者で、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画を作成し、持参又は郵送により提出しなければならない。

ア 提出期間

開札日時から令和7年3月6日（木）午後5時まで

イ 提出場所（先）

前記1に同じ。

14 本件業務の履行に当たって

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ア 当財団市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
- イ 当財団発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者
- なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、広島市が指名停止措置を行うことがある。
- (3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに当財団に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

15 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに最高支払予定額（各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に当財団理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、履行保証保険証券を前記1に提出したとき。

この場合において、履行保証保険が当初2か年度の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む。）までをその保険期間とするものであるときは、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日から起算して7日前の日（当日が休日の場合は、休日でない前日）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（2年度を上限とする。）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社

と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（当財団のホームページからダウンロードできる。）を、前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の（ア）から（ウ）までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

（ア）契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体又は当財団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

（イ）広島市税について滞納がないこと。

（ウ）消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（当財団のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、当財団による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、当財団において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

#### （4）契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格が取り消されることがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（最高支払予定額（各年度の支払予定額のうちの最高額。各年度の支払予定額が同額の場合は、年額相当額）の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、当財団及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に係る収入印紙は、各々1通分を負担する。ただし、契約書用紙は当財団が交付する。

#### （5）入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、当財団は一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、当財団のホームページのトップページの「入札・公募」→「入札情報」に掲載するので入札前に確認すること。

#### （6）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札又は再々度入札において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

（7）本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約である。次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、当財団は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

（8）この入札に關係する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、当財団のホームページに掲載する。

入札関係資料等	掲載場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告（写し）</li> <li>・入札説明書</li> <li>・委託契約書（案）及び契約約款（長期継続契約用）</li> <li>・別記「個人情報取扱特記事項」</li> <li>・仕様書</li> <li>・一般競争入札参加資格確認申請書様式</li> <li>・入札書様式、委任状様式</li> <li>・入札金額内訳書様式</li> <li>・委託業務低入札価格報告書様式</li> <li>・従事者支払賃金計画書（様式1）</li> <li>・従事者配置計画（様式2）</li> <li>・委託業務低入札価格調査確認報告書様式</li> <li>・従事者支払賃金報告書（様式3）</li> <li>・従事者配置結果（様式4）</li> <li>・委託業務低入札価格調査確認報告書に係る理由書（様式5）</li> </ul>	<p>当財団のホームページ(<a href="https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/">https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/</a>)のトップページの「入札・公募」→「入札情報」から、該当の入札案件を選択の上、ダウンロードすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品売買等競争入札参加者の手引</li> <li>・仕様書等に関する質問書</li> <li>・入札金額内訳書作成手引</li> <li>・契約保証金の納付等について（長期継続契約用）</li> <li>・契約保証金免除申請書</li> <li>・契約履行実績による契約保証金の納付の免除について</li> <li>・長期継続契約の履行保証保険に係る誓約書（履行期間が4年超えの場合）</li> <li>・委託業務低入札価格報告書等作成手引</li> <li>・委託業務低入札調査等マニュアル</li> <li>・低入札価格調査制度適用業務の入札に係る注意事項等について（お知らせ）</li> <li>・入札参加資格の確認に係る納税証明書について</li> </ul>	<p>当財団のホームページ(<a href="https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/">https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/</a>)のトップページの「入札・公募」→「入札情報」→「各種様式等」から、ダウンロードすること。</p>